

# 民生委員協力員制度 の

## ご案内

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の担い手として様々な活動を行っています。

市では、年々増加するひとり暮らしの高齢者世帯などを民生委員一人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い・支え合うことができるよう、必要に応じて「民生委員協力員」を置くことができるようになりました。

### 民生委員協力員の具体的な活動例

民生委員協力員は、民生委員とともに次のような活動を行います。  
民生委員に準じた守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

#### 訪問や地域の見守り活動

- 高齢者や障害者宅への安否確認を兼ねた声かけや、訪問
- 支援が必要な児童・生徒や非行少年等を見かけた際の声かけおよび民生委員への報告

#### 地域福祉に関する活動への参加・協力

- サロン活動（子育て・高齢者等）への参加・協力

#### 周知・啓発活動

- 地域の福祉イベント等のお知らせを対象者宅へ配布

研修や実際の活動を通して、徐々に活動範囲が広がり、民生委員の負担軽減につながることを期待するものです。

### 民生委員協力員配置の考え方（制度活用事例）

- (1) 複数の町内会、行政区を活動エリアとしている場合
- (2) 欠員地区をカバーしている場合
- (3) 担当する世帯数が増加し400世帯を超え、対応が難しくなってきた場合
- (4) 新任の民生委員が、民生委員経験者（OB）から活動の補助を受けたい場合
- (5) 復興住宅等の訪問にあたり、複数（男女）での対応を要する場合

※上記の事例以外にも、地域の実情に応じて様々な活動が考えられます。

◎裏面には、民生委員協力員制度の主な概要等を記載しています。

民生委員・児童委員や民生委員協力員について詳しく知りたい方は、保健福祉総務課へお問い合わせください。

\*\*\*\*\*  
【問合先】石巻市保健福祉部保健福祉総務課 福祉総務係  
電話：0225-95-1111

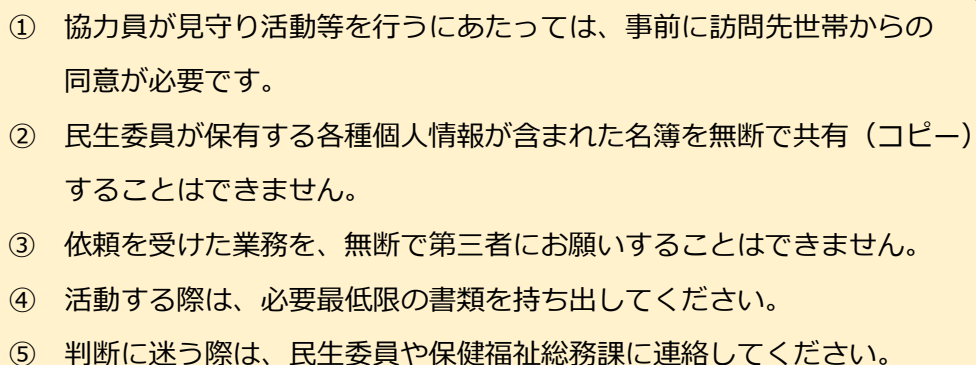
# 民生委員協力員をお願いするにあたって

## 1 主な制度概要

1 配置	民生委員 1 人につき、必要に応じて民生委員協力員 1 人を配置することができる。※主任児童委員は協力員の配置ができません。
2 職務	民生委員の指示・指導のもと、地域見守り活動等の補佐を行う。
3 身分・任期	無報酬のボランティアとし、任期は民生委員の任期の範囲内で決定する。 補佐・協力している民生委員が任期途中で退任した場合は、協力員も同時に退任する。
4 居住要件	原則として補佐する民生委員の活動範囲内に居住していること。
5 委嘱の手続き	配置を希望する民生委員が、地区民児協会長へ協力員配置の要請を行い、地区民児協会長が協力員の適格性を判断し、市へ推薦書等を提出、市長が委嘱する。
6 活動費	実費弁償相当分として、月額 1,200 円を支給する。
7 その他	・活動中は市が交付する「協力員証」を携帯する。 ・民生委員と同様に守秘義務がある。 ・ボランティア活動保険に加入する。（手続きは市で行う。）

## 2 活動に関する留意事項

- (1) 協力員の活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。  
これは、協力員でなくなった後も同じです。
- (2) 活動を共にする民生委員の依頼に応じて活動を行ってください。
- (3) **個人情報の取扱いには特に注意が必要です。**以下の点に留意し、個人情報の漏えいや紛失等の事故が起こらないよう、適切な対応をお願いします。

- 
- ① 協力員が見守り活動等を行うにあたっては、事前に訪問先世帯からの同意が必要です。
  - ② 民生委員が保有する各種個人情報が含まれた名簿を無断で共有（コピー）することはできません。
  - ③ 依頼を受けた業務を、無断で第三者にお願いすることはできません。
  - ④ 活動する際は、必要最低限の書類を持ち出してください。
  - ⑤ 判断に迷う際は、民生委員や保健福祉総務課に連絡してください。